

10 料金の減免など

1 稅 金

障害のある方、障害のある方を扶養している方については、所得税や市県民税・森林環境税、相続税などの軽減が行われています。

(1) 所得税、市県民税・森林環境税

〈所得税・市県民税の所得控除〉

ア 障害者控除

〔対象〕 障害者および同一生計配偶者または扶養親族が障害者である方
次の区分に応じて、該当する欄の控除額が所得金額から控除されます。

区分	所得税控除額	市県民税控除額
①本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族（※）が （身体障害者手帳3～6級） （療育手帳B、B） などに該当する場合	27万円	26万円
②本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族（※）が （身体障害者手帳1、2級） （療育手帳A、A） などに該当する場合	40万円	30万円
③同一生計配偶者または扶養親族（※）が上記の区分②（特別障害者）に該当し、かつ、本人などと同居を常況としている場合	75万円	53万円

※本人と生計を一にする配偶者または親族で、所得税はその年中の、市県民税は前年の合計所得金額が58万円以下の方（ただし、令和7年12月1日施行後。）。

イ 小規模企業共済等掛金控除

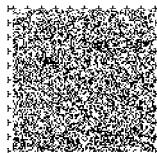
心身障害者扶養共済制度の契約に基づく掛金について、所得金額から控除されます（なお、この制度の給付金（脱退一時金を除く。）については非課税になります。）。

〈所得税・県民税利子割の非課税〉

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方や、障害基礎年金・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している方などは、銀行などの預貯金、公債それぞれの元本350万円までの少額貯蓄非課税制度の適用対象とされている預貯金などの利子などについて、所得税および県民税利子割が非課税になります（この制度を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などで手続きが必要です）。
注）上記の所得税に関する内容は、令和7年4月1日現在の法令に基づいて説明したものです。

〈市県民税・森林環境税の非課税〉

障害のある方は、前年の合計所得金額が135万円以下の場合には、市県民税・森林環境税が非課税になります。



〔手続き〕 税務署または市税事務所・税務室（126頁）に申告してください（勤務先で年末調整された方や前年の所得が公的年金等に係る所得のみの方などで、申告が不要な方を除きます。）。ご不明な点がある場合は、所得税については税務署、市県民税（県民税利子割を除く。）・森林環境税については市税事務所・税務室にお問い合わせください。

〔広島東税務署 TEL 227-1155 廿日市税務署 TEL (0829)32-1217〕

南 ☎ 253-3281 海田 ☎ 823-2131

西 ☎ 234-3110 吉田 ☎ (0826)42-0008

北 ☎ 814-2111

※音声案内に従い「1 国税に関する一般的なご質問やご相談」を選択してください。)

(2) 相続税の障害者控除

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

(3) 特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、①特別障害者および②障害者のうち精神に障害がある方をいいます。

(4) 消費税の非課税

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負および身体障害者用物品の修理のうち一定のものについては消費税が課せられません。

〈例〉身体障害者用の改造自動車

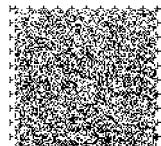
身体障害者による運転に支障がないよう、一定の改造が施されている自動車および車いすまたは電動車いすを使用する者を車いすなどとともに搬送できるよう、昇降装置の装備など一定の改造が施されている自動車は、その譲渡、貸付けおよび製作の請負と、一定の修理について消費税が課せられません。

(5) 事業税の非課税

重度の視力障害者（失明者または両眼の視力（屈折異常のある方については矯正視力について測定したものをいう。）が0.06以下）の方が、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を営まれる場合は事業税が課せられません。

〔手続き〕 県税事務所に申告してください（税務署または市税事務所・税務室に申告した方は、事業税の申告は必要ありませんが、この場合はそれぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄に必要事項を記入してください。）。

（西部県税事務所 個人課税課 TEL：207-3184）



(6) 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

障害者または障害者の家族が所有し、もっぱら障害者のために使用される場合などの自動車や軽自動車は、自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免される場合があります。なお、減免の対象となる方は、障害の区分、程度などに一定の基準があります。
〔手続き〕 自動車税（環境性能割・種別割）については西部県税事務所に、軽自動車税（環境性能割）については広島県軽自動車協会に、軽自動車税（種別割）については中央市税事務所軽自動車税係または各市税事務所管理係・税務室（126頁）に申請してください。

・自動車税（種別割）

西部県税事務所 自動車税課 自動車課税第二係 TEL：0570-017-707

※IP電話・一部のダイヤル回線をご利用の方は、207-3296をご利用ください。

※減免申請については西部県税事務所廿日市分室（0829-32-1181）でも受付を行っています。

・自動車税（環境性能割）

西部県税事務所 観音庁舎（中国運輸局広島運輸支局内）

TEL 232-7694

・軽自動車税（環境性能割）

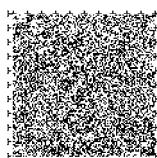
広島県軽自動車協会

TEL 532-5507

(7) ゴルフ場利用税の非課税

障害者の方がゴルフ場を利用される場合は、ゴルフ場利用税が課せられません。

〔手続き〕 ゴルフ場に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳等を提示した上で、「ゴルフ場利用税非課税適用申出書」を提出してください。



こうつううんちん わりびき 2 交通運賃の割引

※交通運賃の割引制度の適用については、それぞれの交通事業者の定める方法によりますので、詳細については各交通事業者に確認してください。

※株式会社ミライロが提供するスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」のご利用については、各交通事業者にお問い合わせください。

(1) 第1種の身体障害者手帳または第1種の療育手帳所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・ フェリーを除く。)	普通乗車券	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口又はみどりの券売機プラスで手帳を提示し、割引乗車券を購入 JR西日本ネット予約「e5489」で割引乗車券を購入(「WESTER ID」とマイナンバーカードが必要)
	回数券	〃	対象外	〃	対象外	
	普通急行券	〃	対象外	〃	対象外	
	定期乗車券	〃	対象外	介護者のみ5割引	対象外	

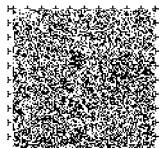
※障害者及び介護者が12歳以上の場合は、自動券売機で小児片道乗車券を購入し、乗車することができます。この場合は、改札時に係員が手帳を確認させていただきます。

※障害者が6歳未満の場合は、介護者が5割引、本人は無料になります。

※第1種身体障害者・第1種知的障害者とその介護者は、「特別割引用ICカード」をご利用いただくことができます。

※「e5489」「特別割引用ICカード」の詳細については、「JRおでかけネット」をご覧ください。
<https://www.jr-odekake.net/> > おからだの不自由なお客様へ> 割引制度のご案内

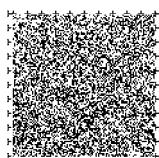
交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空	詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	MOBIRY DAYS 障害者割引 バス用割引 ICOCA	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	定期乗車券購入時又はMOBIRY DAYS割引登録時に窓口にて手帳を提示。(ただしアプリ・Webから購入登録する際は提示不要)また、降車時に手帳を提示(ただし、本人のみの場合、降車時の提示は係員から請求があった時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者2人まで無賃)	3割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	



アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	特定割引回数券	10回分の運賃で11回利用できる回数券です。介護者が単独でご乗車の場合はご利用いただけません。また、介護者用などの区分はございませんので同じ綴りの回数券からご利用いただけます。 ※小児用の回数券はありません。自動的に小児運賃で引き去り可能な「こどもICOCA」をご利用ください。 ※小児の年齢かつ特定割引対象のお客様、およびその介護者は特定割引回数券をご利用いただけます。				
旅客船 (似島汽船㈱)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	割引後の10円未満端数は切り上げ。 手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (側ハンカーサプライ)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。 手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (有)金輪島会	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。 手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	

(2) 第2種の身体障害者手帳または第2種の療育手帳所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・ フェリー を除く。)	普通乗車券	100kmを超える場合、 本人のみ5割引 (介護者割引なし)	100kmを超える 場合のみ5割引	100kmを超える場合、 本人のみ5割引 (介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口又は みどりの券売機プラスで手帳を提示し、 割引乗車券を購入 JR西日本ネット予約 「e5489」で割引乗車券を購入 ※「WESTER ID」と マイナンバーカードが必要)
	回数券	対象外	対象外	対象外	対象外	
	普通急行券	対象外	対象外	対象外	対象外	
	定期乗車券	対象外	対象外	介護者のみ5割引	対象外	
	※「e5489」の詳細については、「JRおでかけネット」をご覧ください。 https://www.jr-odekake.net/ > おからだの不自由なお客様へ>割引制度のご案内					
国内航空	詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び 降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	MOBIRY DAYS 障害者割引 バス用割引 ICOCA	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	定期乗車券購入時又は MOBIRY DAYS割引登録時に窓口にて 手帳を提示。(ただし アプリ・Webから購入登録する際は提示不要) また、降車時に手帳を提示(ただし、本 人のみの場合、降車時の提示は係員からの 請求があった時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	



アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	特定割引回数券	10回分の運賃で11回利用できる回数券です。介護者が単独でご乗車の場合はご利用いただけません。また、介護者用などの区分はございませんので同じ綴りの回数券からご利用いただけます。 ※小児用の回数券はありません。自動的に小児運賃で引き去り可能な「こどもICOCA」をご利用ください。 ※小児の年齢かつ特定割引対象のお客様、およびその介護者は特定割引回数券をご利用いただけます。				
旅客船 (仙島汽船㈱)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
旅客船 (浦サンカーサプライ)	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (有金輪島会)	普通乗船券	本人のみ5割引	5割引	本人のみ5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。 手帳を提示
	定期乗船券	対象外	対象外	介護者のみ3割引	対象外	割引後の10円未満端数は切り上げ。 手帳を提示
	普通乗船券	100kmを超える場合、 本人のみ5割引 (介護者割引なし)	100kmを超える 場合のみ5割引	100kmを超える場合、 本人のみ5割引 (介護者割引なし)	100kmを超える 場合のみ5割引	
	定期乗船券	対象外	対象外	介護者のみ3割引	対象外	

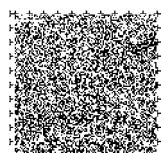
※「第1種」 第1種身体障害者または第1種知的障害者（Ⓐ、Ⓐ）

「第2種」 第2種身体障害者または第2種知的障害者（Ⓑ、Ⓑ）

身体障害者については、身体障害者障害程度等級表（綴じ込み）に、その区分を表示しています。

(3) 1級の精神障害者保健福祉手帳（※JRの場合は手帳の記載内容に条件あり）所持者

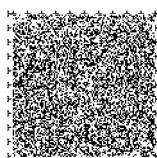
交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・フェリーを除く。)	普通乗車券	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口又はみどりの券売機プラスで手帳（※）を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	〃	対象外	〃	対象外	
	普通急行券	〃	対象外	〃	対象外	
	定期乗車券	〃	対象外	介護者のみ5割引	対象外	
国内航空	詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示（普通乗車券は降車時のみ）
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	MOBIRY DAYS 障害者割引 バス用割引 ICOCA	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示 MOBIRY DAYS障害者割引については、窓口での手続きの他MOBIRY DAYSアプリ又はWebを使用し資格情報を登録することも可能



広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	定期乗車券購入時又はMOBIRY DAYS割引登録時に窓口にて手帳を提示。(ただしアプリ・Webから購入登録する際は提示不要)また、降車時に手帳を提示(ただし、本人のみの場合、降車時の提示は係員から請求があつた時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者2人まで無賃)	3割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があつた場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があつた場合手帳を提示
	特定割引回数券	10回分の運賃で11回利用できる回数券です。介護者が単独でご乗車の場合はご利用いただけません。また、介護者用などの区分はございませんので同じ綴りの回数券からご利用いただけます。 ※小児用の回数券はありません。自動的に小児運賃で引き去り可能な「こどもICOCA」をご利用ください。 ※小児の年齢かつ特定割引対象のお客様、およびその介護者は特定割引回数券をご利用いただけます。				券売機での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があつた場合手帳を提示
旅客船 (似島汽船㈱)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	割引後の10円未満端数は切り上げ。 手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (浦パンカーサプライ)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (浦金輪島会)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	

(4) 2・3級の精神障害者保健福祉手帳(※JRの場合は手帳の記載内容に条件あり)所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	100kmを超える場合、 本人のみ5割引 (介護者割引なし)	100kmを超える 場合のみ5割引	100kmを超える場合、 本人のみ5割引 (介護者割引なし)	100kmを超える 場合のみ5割引	JRみどりの窓口又は みどりの券売機プラスで手帳(※)を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	対象外	対象外	対象外	対象外	
	普通急行券	対象外	対象外	対象外	対象外	
	定期乗車券	対象外	対象外	介護者のみ5割引	対象外	
国内航空	詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び 降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	MOBIRY DAYS 障害者割引 バス用割引 ICOCA	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	購入時に手帳を提示し、 降車時に手帳を提示。 MOBIRY DAYS障害者割引については、窓口での手続きの他MOBIRY DAYSアプリ又はWebを使用し資格情報を登録することも可能

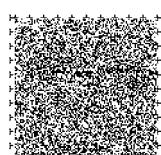


広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	定期乗車券購入時又はMOBIRY DAYS割引登録時に窓口にて手帳を提示。(ただしアプリ・Webから購入登録する際は提示不要)また、降車時に手帳を提示(ただし、本人のみの場合、降車時の提示は係員からの請求があった時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	対象外	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があつた場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があつた場合手帳を提示
	特定割引回数券	10回分の運賃で11回利用できる回数券です。介護者が単独でご乗車の場合はご利用いただけません。また、介護者用などの区分はございませんので同じ綴りの回数券からご利用いただけます。 ※小児用の回数券はありません。自動的に小児運賃で引き去り可能な「こどもICOCA」をご利用ください。 ※小児の年齢かつ特定割引対象のお客様、およびその介護者は特定割引回数券をご利用いただけます。				券売機での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があつた場合手帳を提示
旅客船 (似島汽船㈱)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (㈲パンカーサプライ)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (㈲金輪島会)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	

※JRの精神障害者割引について、精神障害者保健福祉手帳が下記の場合、割引が適用となりませんのでご注意ください。

- ・「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種」の記載がない手帳
- 令和7年3月以前に発行された手帳をお持ちの方については、同欄「第1種」・「第2種」のスタンプを押印しますので、希望される方は、お住まいの区の保健センター（福祉課障害福祉係）までお越しください。
- ・顔写真が貼付されていない手帳
- ・有効期限が切れた手帳

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、広島県内で乗降する場合に限ります。また、広島県内で割引を実施していない事業者もあるので、詳しくはご利用される交通事業者にお問い合わせください。



3 JR特急料金などの割引（「ジパング俱楽部（特別会員）」への入会）

「JR 東日本のジパング俱楽部（特別会員）」に入会することにより、JRの特急料金などが割引になります。

[対象] 身体障害者手帳をお持ちの方で、男性満60歳以上、女性満55歳以上の方
※次の期間にご乗車の場合は、ジパング俱楽部の割引は適用になりません。

4月27日～5月6日、8月10日～8月19日、12月28日～1月6日

[割引内容] ① 割引の対象料金

JR線を片道・往復・連続のいずれかで201km以上利用される場合に、特急券（新幹線・在来線）、急行券、グリーン券、座席指定券の料金が対象となります。

※ 寝台料金、新幹線グリーン個室料金、新幹線「のぞみ」「みずほ」の特急料金とグリーン料金、特急グリーン個室料金、寝台列車の個室料金は対象外です。

② 割引率

新規会員は1～3回までは20%、4～20回までは30%

更新会員は初回から30%

割引は1年間に20回まで、再度の発行は出来ません。

第1種の身体障害者手帳をお持ちの方で、介護者が同伴される場合は、介護者も同様の割引となります。

③ 入会手続

身体障害者手帳と年会費1,400円をお持ちになり、問合せ先へ申し込んでください。

「ジパング手帳」は申込日より約3週間後JR東日本からご自宅へ郵送されます。

④ 利用方法

乗車券などを購入される際は、ジパング手帳に必要事項を記入の上、身体障害者手帳とともにJRの主な駅、駅の旅行センター窓口または取扱いしている旅行会社の営業所窓口にご提出ください。この場合、代理の方でもお取扱いいたします。

⑤ 更新手続

更新手続は期限前月の1日から有効期限内に行っています。更新のお知らせはJR東日本が行っていないため有効期限にはご注意ください。なお、期限をすぎてから手続をした場合は「新規手帳」となります。年会費1,400円はなるべく銀行振込みでお願いいたします。（振込み手数料はご負担願います。）

振込み先

広島銀行 本店営業部 普通預金 0947814
(公益社団法人) 広島市身体障害者福祉団体連合会

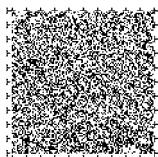
[問合せ先] (公社)広島市身体障害者福祉団体連合会

所在地 〒732-0822 南区松原町5-1

(BIG FRONT ひろしま5階)

TEL: 263-4524 FAX: 263-9713

[受付日] 土日祝日等を除く平日 10:00～16:00



4 有料道路通行料金の割引

西日本高速道路株式会社などが管理する有料道路を自動車で通行する際、通行料金が半額になります（ただし、営業用の自動車などは本割引の対象外です。）。

[対象] 次のいずれかに該当する場合

- ・身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合
- ・第1種の身体障害者手帳所持者または第1種の療育手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

[内容] 料金所係員に身体障害者手帳または療育手帳の証明部分を提示してください（事前に区福祉課で手続が必要です。）。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロID」を含む。

ETCノンストップ走行時の割引適用については、区福祉課で手続の際にお渡しする書類を備え付けの封筒に入れ、投函してください。投函後約2週間程度でお手元に登録済結果通知が届き、以後ETC利用時に割引を受けることができます。

※ なお、2年間の有効期限が設定されていますので、引き続き割引を受けるためには、期限満了日の2か月前から区福祉課で上記と同様の手続が必要です。有効期限は身体障害者・療育手帳に貼り付けたシールに記載しています（ETC利用者は、より早目の手續が必要ですのでご注意ください。）。

[手続] 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）へ以下をご持参ください。

①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望する自動車の車検証 ③運転免許証（障害者本人が運転する場合）など

ETC利用者はこれらに加え、ETCカード（原則として本人名義）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も必要です。

※マイナンバーカードおよびマイナポータルへの登録があれば、ご自宅等でオンライン申請が可能です。

5 保育料・副食費の軽減

次のいずれかに該当する方がいる世帯（ただし、保育料・副食費の算定の基となる市町村民税所得割額77,101円未満の世帯に限ります。）の保育料・副食費を軽減します（4月分から8月分保育料・副食費は前年度分市町村民税額、9月分から翌年3月分までは当年度分市町村民税額で保育料・副食費を算定します。）。

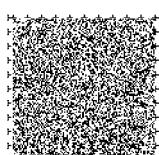
[対象] ① 身体障害者手帳の交付を受けている方

② 療育手帳の交付を受けている方

③ 特別児童扶養手当の支給対象児童

④ 国民年金の障害基礎年金を受給している方

[問合せ先] 保育園等が所在する区の福祉事務所（区福祉課児童福祉係）（綴じ込み）



ゆうびんりょうきん けいげん
6 郵便料金の軽減

区分	内 容		重量・サイズ	料 金	
郵便物	心身障害者用低料第三種 ※1	心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物（発行人から差し出されるものに限る。）	毎月3回以上発行する新聞紙	50gまで 8円 50gを超える1kgまで50gまでごとに 3円増	
			上記以外のもの	50gまで 15円 50gを超える1kgまで50gまでごとに 5円増	
	第四種	① 点字郵便物 ② 特定録音物等郵便物 ※2	3kg以内	無 料	
ゆうメール	心身障害者用ゆうメール ※3		150gまで	92円	
			250gまで	110円	
			500gまで	150円	
			1kgまで	180円	
			2kgまで	230円	
			2kg超	310円	
ゆうパック	点字ゆうパック	30kg以下	サイズ ※4	料 金	
			60	100円	
			80	210円	
			100	320円	
			120	420円	
	聴覚障害者用ゆうパック ※2		140	520円	
			160	630円	
			170	730円	

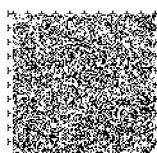
※1 心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用を受けるためには、第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料等が必要です。

※2 指定施設との間での発受に限る。

※3 指定の図書館との間での発受に限る。

※4 「サイズ」は、長さ、幅および厚さの合計(cm)をその数字までとする区分を示す。

〔問合せ先〕 詳しくは郵便局へご確認ください。



ほうそうじゅしんりょう げんめん
7 NHK放送受信料の减免

対象	通用条件	内 容
市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む。）非課税の場合	
市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の場合	全額免除
市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む。）非課税の場合	
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	
重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	
重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	半額免除
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

NHK 受信料の窓口 <https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>



けいたいでん わ き ほん し ようりょう わりびき
8 携帯電話基本使用料などの割引

携帯電話事業者では、基本料などの割引を行っているところがあります。詳しくは各携帯電話事業者へお問い合わせください。

〔対象〕 身体障害者手帳、療育手帳所持者

〔問合せ先〕 携帯電話の取扱店

でんわばんごう むりょうあんない
9 NTT電話番号の無料案内

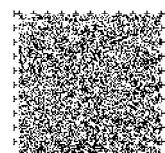
事前登録することで、NTTの電話番号案内（104）が、無料でご利用いただけるサービス（ふれあい案内）です。ふれあい案内については、NTT西日本およびNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話を含む。）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

〔対象〕 (1) 身体障害者手帳所持者

- (1) 視覚障害 1～6級
- (2) 肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級
- (3) 聴覚障害 2級・3級・4級・6級
- (4) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3級・4級

(2) 療育手帳所持者

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者



[問合せ先] NTT西日本ふれあい案内担当

TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後5時 (土日祝日および年末年始を除く。)

※FAXによるお問合せに関する注意事項

・お客様のお名前と連絡先ファックス番号を用紙に記載して、送信してください。

すいどうりょうきん

げ すいどう し ようりょう

げんめん

10 水道料金および下水道使用料の減免

次のいずれかに該当する方（ただし、入院や施設に入所されている場合は除きます。）がいる世帯の水道料金と下水道使用料を減免します。

[対象] ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方

② 療育手帳Ⓐ・A・Ⓑの交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方

④ 特別児童扶養手当、障害基礎年金、障害年金1・2級を受給している方

[減免額] 1ヶ月につき水道料金の0～10m³相当額

1ヶ月につき下水道使用料の0～10m³相当額

[所得制限] 本人やその扶養義務者などの所得により、対象とならないことがあります。

[問合せ先] 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）または水道局業務管理課

し えいちゅうしゃじょう ちゅうしゃりょうきん げんめん

11 市営駐車場の駐車料金の減免

次の方が自ら運転するか、または介護者の運転する車両に同乗して、市営駐車場を利用する場合に、駐車料金を減免します。

[対象] ① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方

② 療育手帳Ⓐ・Aの交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

④ 公安委員会の発行する駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている方

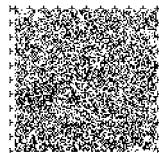
[減免額] 駐車後2時間までの駐車料金を免除します。

（ただし、定期料金、1泊料金および夜間料金は除く。）

[手続き] 市営駐車場において、①については身体障害者手帳※、②については療育手帳※、

③については精神障害者保健福祉手帳※、④については標章および身体障害者手帳または療育手帳（色素性乾皮症患者の方は除きます。）※を提示してください。無人の駐車場は現地に掲示してある案内に従い、精算機備え付けのインターフォンで、または係員のいる各駐車場の窓口で料金減免の手続を行ってください。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロID」を含む。



12 市営駐輪場の駐輪料金の減免

次の方が市営駐輪場の一時利用および登録利用をする場合に、駐輪料金を減免します。

- [対象] ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
 ② 療育手帳の交付を受けている方
 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

[減免額] 一時利用は免除

登録利用は半額（自転車 750 円／月、バイク 1,250 円／月 稲荷町、大手町三丁目、小町第一～三、富士見町第一～三駐輪場は自転車 650 円／月、バイク 1,150 円／月）

[手続き] 一時利用の場合は、市営駐輪場において、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳※を提示してください。

登録利用の場合は、登録利用申請時に所定の減免手続をしてください。

手続の窓口は、各駐輪場、広島県ビルメンテナンス協同組合（TEL 242-7330）です。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロ ID」を含む。

13 自動車保管場所の証明申請手数料等の免除

次の対象に該当する身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で

- 身体障害者または知的障害者（以下「身体障害者等」という。）が保有する自動車
- 身体障害者等と生計を一にする方が保有し、当該身体障害者等の通学、通院または生業のために利用する自動車

の自動車保管場所証明書交付申請の手数料が免除されます（自動車保管場所証明書再交付申請は上記申請に準じて免除されます。）。

なお、自動車保管場所証明の申請を電子申請で行う場合は、手数料（自動車保管場所証明通知手数料）は免除されません。手数料免除を希望される方は、警察署で書面による申請をしてください。

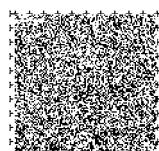
[対象] (1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳

- | | |
|----------|--------------|
| ・視覚障害 | 1～3級、4級の1 |
| ・聴覚障害 | 2級、3級 |
| ・平衡機能障害 | 3級 |
| ・上肢不自由 | 1級、2級の1、2級の2 |
| ・下肢不自由 | 1～6級 |
| ・体幹不自由 | 1～3級、5級 |
| ・心臓機能障害 | 1級、3級 |
| ・じん臓機能障害 | 1級、3級 |
| ・呼吸器機能障害 | 1級、3級 |

を持っている方

(2) 療育手帳ⒶまたはⒷを持っている方

[問合せ先] 自動車の保管場所を管轄する警察署

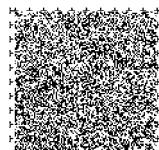


こうきょう し せつ し ようりょう げんめん
14 公共施設使用料の減免

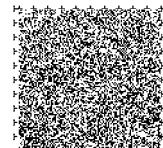
[対象] 身体障害者手帳、療育手帳所持者、特定医療費（指定難病）受給者証所持者、小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

[対象施設] （注） 施設によっては、手帳の等級により割引・免除について違いがあるところもありますので、詳細については事前にご利用になる各施設へお問い合わせください。

区分	所在地	TEL	FAX	割引・免除	備考
江波山気象館	中区江波南一丁目40-1	231-0177	234-1013	免除	
縮景園	〃 上幟町2-11	221-3620	221-0515	〃	
健康づくりセンター（健康科学館）	〃 千田町三丁目8-6	246-9100	246-9109	〃	
コジマホールディングス中区スポーツセンター	〃 千田町三丁目8-12	241-9355	241-9379	〃	
広島平和記念資料館	〃 中島町1-2	241-4004	542-7941	〃	※8
中区スポーツセンター吉島屋内プール	〃 南吉島一丁目3-55	249-8591	249-2231	〃	
広島翔洋テニスコート	〃 基町2-18	224-2191	224-2192	〃	※3
映像文化ライブラリー	〃 〃 3-1	223-3525	228-0312	〃	※2・※12
広島県立総合体育館	〃 〃 4-1	228-1111	228-4992	〃	
中央公園ファミリープール	〃 〃 4-41	211-0063	228-1891	〃	
青少年センター	〃 〃 5-61	228-0447	228-7074	〃	※3・※13
5-Days こども文化科学館	〃 〃 5-83	222-5346	502-2118	〃	※1
エディオンピースウイング広島	〃 〃 15-2-1	512-1025	512-1026	〃	※3・※10
広島城	〃 〃 21-1	221-7512	221-7519	〃	※11
吉島体育馆	〃 吉島西三丁目2-11	240-5003	240-5003	〃	※3
マエダハウジング東区スポーツセンター	〃 牛田新町一丁目8-3	222-1860	222-1861	〃	
ひろしんビッグウェーブ	〃 〃	〃	〃	〃	
総合屋内プール等共用駐車場	〃 〃	〃	〃	〃	※6
心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1-5	261-2333	261-7789	〃	
森林公園昆虫館	〃 福田町藤ヶ丸10173	899-8964	899-8233	〃	
森林公園山城展望台昇降用モノレール	〃 〃	899-8241	899-8491	〃	
森林公園駐車場	〃 〃	〃	〃	〃	※9
戸坂庭球場・運動広場	〃 戸坂新町三丁目1916	220-2044		〃	※3
広島みなと公園駐車場	南区宇品海岸一丁目	250-7160	250-7161	半額割引	※9
広島港さん橋駐車場	〃 宇品海岸一丁目13	251-0165	251-0165	〃	※9
南区スポーツセンター宇品体育館	〃 宇品海岸三丁目6-54	255-3022	255-3022	免除	
宇品波止場公園駐車場	〃 宇品海岸三丁目1303-12	250-7160	250-7161	半額割引	※9
郷土資料館	〃 宇品御幸二丁目6-20	253-6771	253-6772	免除	
南区スポーツセンター	〃 楠那町7-31	251-7721	251-7701	〃	
〃 東雲屋内プール	〃 東雲三丁目16-3	286-6909	286-6909	〃	
〃 出島屋内プール	〃 出島一丁目32-92	254-2891	254-2892	〃	
ユーハイム似島歓迎交流センター	〃 似島町字東大谷182	259-2766	259-2767	〃	※3・※4
現代美術館	〃 比治山公園1-1	264-1121	264-1198	〃	



区分	所在地	TEL	FAX	割引・免除	備考
大芝公園ゴーカート	西区大芝公園1-50	230-0260		免除	
コカ・コーラボトラーズジャパン広島総合グランド	観音新町二丁目11-124	231-3077	295-8850	〃	※7
南観音庭球場・運動広場	観音新町二丁目90	293-5900		〃	※3
内外工業いくえい会観音新町運動広場	観音新町四丁目2874-69	233-1012		〃	※3
草津公園野球場	庚午南二丁目38	272-6030	272-6030	〃	※3
西区スポーツセンター	庚午南二丁目41-1	272-8211	272-8242	〃	
西部埋立第五公園駐車場	商工センター三丁目2	278-3794	278-3794	〃	※6・※7
三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	三滝本町一丁目73-20	238-6301	238-6302	〃	※4・※14
竜王公園野球場・テニスコート・エスキーテニス場・卓球場	竜王町	237-9880	237-9880	〃	※3
広島広域公園(ホットスタッフフィールド広島(陸上競技場)、補助競技場、サンフレッヂュビレッジ 広島第一球技場、第二球技場)	安佐南区大塚西五丁目	848-8484	848-8460	〃	※3
広島広域公園テニスコート	大塚西五丁目2-1	848-9540	848-9540	〃	※3
大町東庭球場	大町東三丁目933-7	879-1522		〃	※3
祇園運動広場	祇園一丁目85	871-3368		〃	※3
スマジ交通ミュージアム	長楽寺二丁目12-2	878-6211	878-3128	〃	※5
沼田庭球場・運動広場	伴北四丁目3987-1	848-2294		〃	※3
プロバグループ安佐南区スポーツセンター	伴東三丁目13-16	848-2411	848-2432	〃	
青少年野外活動センター	安佐北区安佐町小河内5135	835-1444	835-1445	〃	※4・※15
三国市民農園	安佐町大字久地	845-4347	842-2149	半額割引	
筒瀬運動広場	安佐町筒瀬岡田10823-4	838-1020		免除	※3
安佐動物公園	安佐町大字動物園	838-1111	838-1711	〃	
安佐動物公園駐車場		〃	〃	〃	※9
可部運動公園野球場・テニスコート・卓球場	可部町大字勝木1410	815-5181	815-5181	〃	※3
見張市民農園	白木町大字井原・小越	845-4347	842-2149	半額割引	
三田市民農園	白木町大字三田	〃	〃	〃	
大和興産安佐北区スポーツセンター	深川二丁目50-1	843-4999	843-4998	免除	
高陽体育館	深川六丁目19-15	845-3221	845-3221	〃	※3
寺迫公園野球場・テニスコート・エスキーテニス場	真亀一丁目9	843-1150	847-4480	〃	※3
瀬野川公園野球場・屋内運動場・アーチェリー場・ソフトボール場・テニスコート・卓球場・クロッケー場・ホースシューズ場・パークゴルフ場	安芸区上瀬野町	894-3210	894-3210	〃	※3
安芸区スポーツセンター	中野東二丁目3-1	893-1998	893-1857	〃	
河内体育馆	佐伯区五日市町大字上河内537	924-8198	924-8199	〃	※3
上河内庭球場・運動広場	五日市町大字上河内字中山693-1	927-3701		〃	※3



区分	所在地	TEL	FAX	割引・免除	備考
下河内庭球場・運動広場	佐伯区五日市町大字下河内字峠平561	928-8494		免除	※3
佐伯運動公園テニスコート・卓球場	／ 五日市町大字保井田350-3	924-5012	942-3378	／	※3
植物公園	／ 倉重三丁目495	922-3600	923-6100	／	
植物公園駐車場	／	／	／	／	※9
新宮苑庭球場	／ 新宮苑9-1	921-7478		／	※3
佐伯区スポーツセンター湯来体育館	／ 湯来町大字白砂1215-1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	／	
湯来南庭球場・運動広場	／ ／ 大字白砂1215-1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	／	※3
国民宿舎湯来ロッジ	／ ／ 大字多田2563-1	(0829)85-0111	(0829)85-0207	25%割引	※16
湯来庭球場・運動広場	／ ／ 大字和田94-20	(0829)40-4899		免除	※3
クアハウス湯の山	／ 湯来町大字和田443	(0829)83-1198	(0829)83-1177	半額割引	
佐伯区スポーツセンター	／ 楽々園六丁目1-27	924-8198	924-8199	免除	

※1 プラネタリウムのみ免除

※2 映画鑑賞料のみ免除

※3 減免額は、使用団体の全体人数に占める減免該当者の割合に応じて決定

※4 宿泊料（宿泊室、キャンプ場）免除

※5 観覧料のみ免除

※6 最初の2時間のみ免除

※7 特定医療費（指定難病）受給者は対象外

※8 常設展示のみ免除

※9 特定医療費（指定難病）受給者および小児慢性特定疾病医療受給者は対象外

※10 附属施設（会議室・ラウンジ等）および附属設備（大型映像装置・音響設備等）のみを利用する場合は対象外

※11 令和8年3月22日で閉館

※12 令和7年10月1日から移転準備に伴い臨時休館

※13 移転予定（時期未定）

※14 令和9年3月31日で閉所予定

※15 令和11年3月にリニューアル予定

※16 室料（宿泊室）25%割引（加算減算額面は除く。）

15 映画鑑賞料の減免

[対象] 身体障害者手帳、療育手帳所持者（重度障害者は介護者1名を含みます。）

[料金] 各館所定の割引料金

※ 映画の日（12月1日）は無料招待（重度障害者は介護者1名も無料）

※ 一部該当しない所もありますので各館にお問い合わせください。

※ 適用地域は県下全般です。

[手続き] 映画館入口において、身体障害者手帳、療育手帳の証明部分を提示してください。

